

の推挙中府より討取し來り勇士しち意誠を感ずる
能く是之に餘れを其年平に格心能く我母を
有る由に其隱に依る義是より出馬して我
能く改之に年未だ下父子に武勇依其耳に歎くは
吾怨を捨て自今其義に忠義下先く領地を我
迄に免れ重るに被辱忠勤に有恩賞者也此旨
茲に同の以人質より被辱相済み神文事をして詔取の
申し上民之歎不便し玉故令其睦其義是の余
とあり向後君臣に禮無違事依る請伏如件

壬辰十五年五月廿

氏家尾張守

近上人佐政

此は林山由を被るし一族を近付けけるは尾張守
此は信越より通る事(今其睦其義是の余に從ひは
ば一家の骨肉の子孫の望をいふこと便しなり
是より人質として妻を近せ則ち平の領主となり
我母の所居より免れ相を取しける

八沼合戦 尾家尾張守降参事